

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当行は、行是「堅実経営」のもと、継続的な成長による企業価値の向上を通して、効率性と健全性に優れた信頼される銀行をめざすため、良質なコーポレートガバナンスの確立を重要な経営課題の一つとして位置づけております。

取締役会の意思決定及び業務執行の機動性・戦略性を確保するとともに、適切に経営を牽制するため、監査役会設置会社を選択し、次の体制を構築しております。

取締役会は、実務に精通した社内取締役5名と社外取締役1名の計6名で構成され、外部の視点を付加した透明性の高い議論を通して、当行の意思決定を行っております。(注)

また、経営監督機能を強化するため、社外取締役は内部統制の業務執行を担当する取締役や監査役と連携する体制としているほか、取締役の業務執行機能の補完のため執行役員制度を導入しております。

一方、社外監査役3名を含む監査役5名は、取締役会の議案審議等において必要に応じて適切な発言を行うとともに、公正かつ中立な監査を通して取締役の職務執行状況を監査・牽制しております。

当行ではコーポレートガバナンスの基本的な考え方や枠組みを定め、行動の指針とするため「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン <http://www.awabank.co.jp/policy/governance/>)

(注) 平成29年12月社内取締役および社外取締役の死去にともない、社内取締役6名と社外取締役2名の計8名から現在の体制になっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-8】

当行では、2名以上の独立社外取締役を置くことを原則としておりますが、平成29年12月に1名が死亡により退任したため、現在社外取締役は1名となっております。独立社外取締役の新たな選任については、来年度の株主総会において提案する方向で検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当行における政策保有に関する基本方針、政策保有株式に係る議決権の行使基準に関しましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第7条(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)に掲載しておりますので、ご参照ください。

【原則1-7】

当行では当行や株主の利益に反する、あるいはそうした懸念を惹起することのないよう適切な手続きを定めております。当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第16条(関連当事者間の取引)に掲載しておりますので、ご参照ください。

【原則3-1】

(1) 当行では行是・経営方針や経営計画を策定し公表しております。詳細は当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

行是・経営方針 (<http://www.awabank.co.jp/about/about/kouze/>)

経営計画 (<http://www.awabank.co.jp/about/top/keikaku/>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」および当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に掲載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第19条(取締役および監査役の報酬等)に掲載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きについては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第17条(取締役の選任および指名手続)および第18条(監査役の選任および指名手続)に掲載しておりますので、ご参照ください。

(5) 取締役候補者および監査役候補者の選任理由については、当行ホームページにて公表しております「定時株主総会招集ご通知」に掲載しておりますので、ご参照ください。なお、平成29年6月29日に開催された第205期定時株主総会において、いずれの候補者についても選任されました。

(定時株主総会招集ご通知 <http://www.awabank.co.jp/about/ir/meeting/>)

【補充原則4-1-1】

当行では取締役会の経営陣に対する委任の範囲につきましては、規程において明確に定めており、その概要につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第9条2項(取締役会の役割・責務)に掲載しておりますので、ご参照ください。

【原則4-8】

当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第10条2項(取締役会の構成)に掲載のとおり、当行では取締役会の助言や監督機能強化を図る目的で、独立社外取締役を2名選任しておりましたが、平成29年12月に社外取締役1名が死亡により退任したため、現在独立社外取締役は1名となっております。

【原則4-9】

当行の社外役員については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当行が定める「独立性判断基準」により選定しております。当行が定める「独立性判断基準」につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第20条(独立性判断基準)に掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1】
取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第10条（取締役会の構成）に掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-2】
取締役および監査役の重要な兼職の状況につきましては、当行ホームページにおいて公表しております「定時株主総会招集ご通知」の添付書類「事業報告」、「株主総会参考書類」にて開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-3】
当行は、取締役会全体の機能強化に実効性を持たせていくため、取締役会の構成、取締役会の運営などについて、毎年全取締役・全監査役に対して評価を実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行うこととしております。

平成29年6月の取締役会において評価を実施し、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認いたしました。なお、取締役会として、論点を更に明確にした取締役会資料の作成、付議・報告基準の見直し、重要案件の審議時間の確保などの課題を共有しております。本評価結果に基づき、取締役会全体の更なる実効性向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】
取締役および監査役に対するトレーニングの方針につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第21条（取締役および監査役の支援体制・トレーニング）に掲載しておりますので、ご参照ください。

【原則5-1】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第6条2項（株主との対話）に掲載しておりますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大塚製薬工場	7,926,000	3.50
阿波銀行従業員持株会	6,636,612	2.93
日本生命保険相互会社	5,702,069	2.52
明治安田生命保険相互会社	5,700,166	2.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,300,946	2.34
大塚製薬株式会社	4,661,000	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,263,000	1.88
大昭興業株式会社	4,169,118	1.84
日亜化学工業株式会社	4,015,917	1.77
住友生命保険相互会社	3,725,000	1.64

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
該当ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
園木 宏	公認会計士								△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
園木 宏	○	当行の会計監査人であるあずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)に平成21年6月まで在籍しておりました。	当行の社外監査役として当行の事業内容等に精通されており、公認会計士として豊富な上場企業等の監査経験と会計に関する高い知見を当行の経営に活かしていただくとともに、独立性の高い立場から経営の監視を行い、当行の取締役会の透明性向上に貢献いただくため、社外取締役に選任しております。 また、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年度ごとに監査計画の内容について説明を聴取するほか、定期的に、監査実施状況と監査結果について説明を聴取し相互の情報・意見交換を行っております。また、会計方針や会計基準の変更等についても会計監査人の意見を求めるなど連携を図っております。

また、内部監査部門である監査部とも定期的に協議を行い情報・意見交換を行うほか、監査役往査に際し内部監査結果の内容を聴取し、監査役監査に活用するなど、連携により監査の実効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西野 武明	他の会社の出身者						○							
米林 彰	公認会計士										△			
荒木 光二郎	その他												○	

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西野 武明		西野金陵株式会社代表取締役会長 金陵株式会社代表取締役 両社と当行の間には通常の融資取引等 があります。	企業経営者としての豊富な経験に加え、優れた 識見を有しており、独立した立場による公 正・中立な監査を通して経営のチェックを行 い、当行の良質な企業統治体制の確立に貢献 できると判断し選任しております。
			公認会計士としての専門知識ならびに豊富 な上場企業等の監査経験に基づく高い見識を

米林 彰		当行の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に平成26年6月まで在籍しておりました。	有しており、公正・中立な監査を通して経営のチェックを行い、当行の良質な企業統治体制の確立に貢献できると判断し社外監査役に選任しております。
荒木 光二郎		公益財団法人徳島経済研究所専務理事 当行は同法人に対し、地域経済・産業動向に関する調査研究等の支援を目的に寄付を行っております。	地域経済・金融に関する高い識見ならびに金融界での幅広い経験を有しており、独立した立場による公正・中立な監査を通して経営のチェックを行い、当行の良質な企業統治体制の確立に貢献できると判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当行における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりとなっております。

当行における社外役員が独立性を有すると判断するためには、当行が上場する金融商品取引所が定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近(※1)において、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

(1) 当行を主要な取引先(※2)とする者、またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(2) 当行の主要な取引先(※2)、またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(※3)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

(4) 当行から多額の金銭その他の財産(※3)を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の社員等

(5) 当行から多額の寄付等(※4)を受ける者、またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(6) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(7) 次に掲げる者(重要(※5)でない者は除く)の近親者(※6)

- ・ 上記(1)～(6)に該当する者
- ・ 当行またはその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人

※1「最近」の定義
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む

※2「主要な取引先」の定義
・ 当行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当行宛売上高の割合が2%を超える場合
・ 当行の主要な取引先：当行の連結総資産の1%を超える貸付を当行が行っている場合

※3「多額の金銭その他の財産」の定義
当行から、当行の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産を得ている場合

※4「多額の寄付等」の定義
過去3年平均で、年間10百万円以上

※5「重要」である者の例
・ 当行の役員・部長クラスの者

※6「近親者」の定義
配偶者または二親等以内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

毎月の報酬、賞与及び退職慰労金の算定については毎期の業績(コア業務純益、当期純利益)に連動させております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び営業報告書(事業報告)において、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、毎月の報酬、賞与、退職慰労金で構成しており、健全かつ持続的な成長による企業価値向上への意志を明確にするため、一定の算式によって毎期の業績(コア業務純益、当期純利益)に連動させております。

社外取締役の報酬等は、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額としております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、その職務に鑑み定額としております。

なお、当事業年度において当行及び連結子会社の役員としての報酬額が1億円以上の者の該当はありません。

取締役及び監査役に支払った報酬等

取締役 334百万円

監査役 40百万円

社外役員 31百万円

うち報酬以外(賞与、退職金等)の金額

取締役 賞与81百万円 退職慰労金60百万円

監査役 賞与 8百万円 退職慰労金4百万円

社外役員 賞与 5百万円 退職慰労金3百万円

(注)1. 報酬等の額には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等26百万円(2名分、うち賞与7百万円)は含まれておりません。

2. 退職慰労金については、役員退職慰労引当金の当事業年度に係る発生額を表示しております。

3. 上記の報酬等のほか、取締役を兼務していない執行役員の報酬等は、以下のとおりであります。

報酬等200百万円(うち賞与50百万円、退職慰労金33百万円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役

社外取締役の監督機能充実のため、取締役会開催前に経営統括部より取締役会議案について詳細な事前説明を実施するほか、代表取締役及び監査役との定期会合等への参加を通してサポートを行う体制としております。

社外監査役

社外監査役を含めた全監査役の監査機能充実のため、監査役室を設置しております。

取締役会開催前に監査役会を開催し、議長より取締役会議案について概要説明を行い、社外監査役は質問や協議を行いながら事前理解を深めたうえで取締役会に臨んでおります。また、社外監査役は、常勤監査役が作成した監査調書を開覧し質問等を行うほか、重要な会議の審議状況について報告を受けるなど、監査役相互の情報共有に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行の状況

当行の取締役会は、会長を議長とし社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、原則として毎月1回開催し、経営方針やその他の重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督しております。

当行は社外取締役を選任しており、取締役会の意思決定において、高い識見に基づく外部の視点が付加されることにより、取締役会の透明性と経営監督機能の向上を図っております。

経営方針や業務執行に関する重要な事項については、常務会を経て、コンプライアンス、統合的リスク管理(統合リスク管理を除く)、オペレーショナル・リスク管理、内部監査等、内部統制全般に関する重要な事項については、経営管理委員会を経て、ALM、統合リスク管理に関する重要な事項については、ALM委員会を経て、また四国アライアンスに関する重要な事項については、四国アライアンス推進委員会を経て、取締役会へ付議される体制としております。なお、経営方針や業務執行に関する特に重要な事項等については、常務会、経営管理委員会、ALM委員会または四国アライアンス推進委員会の事前に経営会議に付議しており、十分な協議が実施される体制を構築しております。

常務会は頭取を議長とし、副頭取、専務取締役、常務取締役及び常務執行役員管理本部長で構成される協議決定機関であり、原則として毎月1回開催、経営管理委員会、ALM委員会および四国アライアンス推進委員会は頭取を委員長とし、副頭取、専務取締役、常務取締役及び常務執行役員管理本部長で構成される協議決定機関であり、原則として毎月1回以上開催、また経営会議は会長、頭取、副頭取、専務取締役、常務取締役、常務執行役員管理本部長及び経営統括部長で構成される協議機関であり、必要に応じ適宜開催しております。

執行役員会は、全執行役員、使用人兼務取締役及び経営統括部長で構成され、原則として毎月1回開催し、業務執行に係る協議を行っております。

なお、株主総会において取締役を選任するための候補者を決定する際には、金融機関の公共性に鑑み、能力・経験等の資質面での適合性の検討に加え、人格・識見・交友関係等の適切性についても代表取締役においてチェックし、いわゆるフィット・アンド・プロパー原則に基づく人選を実施しております。

また、取締役の報酬等については、健全かつ持続的な成長による企業価値向上への意志を明確にするため、一定の算式によって業績に連動させております。

監査・監督

当行は、監査役会設置会社であります。監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査役会規則に基づく協議並びに監査役間の情報の共有に努めております。監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査等を通して、取締役の職務執行状況等の監査を実施しております。

また、監査役の職務を補助する監査役室を設置し、専任の職員を配置しているほか、監査に必要なときは、独自に弁護士等の専門家と契約を行うことが出来るなど、監査役の監査機能の強化と実効性の確保を図っております。

会計監査の状況

会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任し、会計監査を受けております。

平成28年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員:新田 東平(継続監査年数3年)
黒川 智哉(継続監査年数7年)

- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名、その他12名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行では、上記の「コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方」に記載のとおり、取締役会は、今日の激変する経営環境下、機動的な経営の意思決定を担いつつ、社外取締役による経営監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用することで、良質な企業統治体制を確立していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より早期の発送を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年3月期の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年3月期の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当行ホームページに株主総会招集通知の英訳を掲載しております。
その他	株主総会の開催場所に映像スクリーンを設置し、営業の経過等を図表やグラフを用いて判りやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	地域のお客さまや株主のみなさまが当行の経営内容を十分にご理解いただけるよう、毎年、当行の主要営業エリアである徳島市ほか徳島県内、関西地区及び関東地区で延8回の「お客さま決算説明会」を開催し、経営情報の積極開示に努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに決算短信やディスクロージャー誌等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営統括部がIRに関する業務を所轄しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域貢献事業担当を設置し、地域の学術研究や文化活動のほか、福祉施設や団体などに助成を行っております。また、無料ギャラリーを地域住民に開放し、芸術活動を支援しております。阿波おどりなどの地域伝統行事や催し物に積極的に参加・協力しております。青少年スポーツ大会や子ども金融教室を通じて青少年の育成を支援しております。夏・冬のエコスタイル(クールビズ・ウォームビズ)の全行実施のほか、行員による「吉野川」及びその支流「穴吹川」の美化活動の継続実施による環境保全への取組みを行っております。
その他	当行では、女性の活躍推進を図るため、仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備や女性のキャリア形成支援についての取組みを進め、支店長を含む女性役付者の積極的な登用を実施しております。 具体的な取組みとして、育児・介護休暇、時差勤務制度等の各種ワークライフ支援制度の拡充を図ったほか、融資業務や企画業務など多様なセクションへの女性行員の配置を進めております。 平成29年3月末現在 女性行員511名のうち役付者134名(26.2%、うち経営職17名(支店長9名))

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況>

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」(注)を以下のとおり定める。本決議に基づく内部統制システムの構築は、当行の行是「堅実経営」を具現するものであり、必要ある場合は速やかに見直すものとする。

(注)会社法第362条第5項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」をいう。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、リスク統括部を統括部門とするコンプライアンス態勢を整備する。
- (2) 経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行う。
- (3) 事業年度ごとに当行グループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図る。
- (4) コンプライアンスの遵守基準として「職員倫理」を制定し、全役職員に銀行の社会的使命の自覚を促し、信用保持に向けた意識づけを図る。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- (5) 財務報告に係る内部統制および開示統制に関する態勢を整備する。
- (6) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための態勢を整備する。
- (7) 内部統制の妥当性と有効性を監査する部門として監査部を設置し、当該部門の陣容・専門性に十分配慮した人員配置を行う。
- (8) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、コンプライアンス態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会に報告する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、行内の各規程に従い、取締役会、常務会、経営管理委員会、ALM委員会、四国アライアンス推進委員会等の重要な会議の議事録、立案書、取締役を最終決裁者とする契約書類、その他取締役の職務執行に関わる書類等を適切に保存および管理(廃棄を含む)し、閲覧可能な体制を維持する。
- (2) 「情報資産管理基本規程」、顧客情報保護に関する規程等を制定し、法令等遵守と信用の保持のため厳正な情報管理態勢を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 統一かつ網羅的なリスク管理統括部門としてリスク統括部を設置する。
- (2) リスク管理の基本である「統合的リスク管理方針」に基づき、「統合的リスク管理規程」およびリスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理部門が当該リスクを管理する。
- (3) 経営管理委員会およびALM委員会を設置し、リスク管理に関する重要事項の協議・決定やリスク管理態勢の実効性の検証等を行うとともに、市場環境の変化によるリスクの変化を把握し、資産・負債の総合的管理を実施する。
- (4) 事業年度ごとに当行グループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なリスク管理態勢の充実・強化を図る。
- (5) 「緊急事態管理規程」を制定するとともに、災害・障害等の発生時に備えて、業務継続計画を含む対応マニュアルを整備することにより、当行グループ全体で危機管理体制を構築する。
- (6) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、リスク管理態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 経営戦略、個別の業務戦略および各種リスク管理等に関する事項を協議する機関として、常務会、経営管理委員会、ALM委員会、四国アライアンス推進委員会および経営会議を設置する。
- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務を執行する取締役ならびに執行役員に職務分掌に従い、職務執行を行わせる。
- (3) 適正な自己資本維持による健全性と株主価値向上を勘案し、当行グループ全体の経営計画および業務運営計画の策定を行う。
- (4) 重要な業務執行として、「取締役会規則」に付議事項を定め、これを遵守し、審議の過程においては善管注意義務および忠実義務に基づき意思決定を行うものとする。
- (5) 日常の職務遂行に際しては、「内規」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲を行い、各責任者が委譲された権限を行使し、適切に業務を遂行する。

5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 当行は、「内部統制システム構築の基本方針」に従い、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立する。
- (2) 取締役会は、当行がグループ経営を行うにあたっての基本的事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定し、グループ連結経営の効率化と適正化を図る。
- (3) 当該規程に基づき、四半期ごとに子会社による業績報告会を開催し、経営内容の把握とリスク情報の共有化を行う。
- (4) 各子会社にコンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス態勢を構築する。
- (5) 当行グループ内の取引は、法令、社会規範等に照らし適切な条件で行うものとする。
- (6) 子会社のガバナンス強化のため、当行取締役・監査役が子会社の監査役に就任する。また、業務の執行状況の適正性を監査するために監査部による監査を行う。
- (7) 当行と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスク統括部は、子会社のコンプライアンス統括部門等と十分な情報交換を行う。
- (8) 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、各子会社に内部通報制度を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に

関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号および第3号)

- (1) 監査役の職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任の職員を1名以上配置する。
- (2) 監査役室付職員の任命・異動については、監査役会と事前に協議する。
- (3) 当該職員の人事考課は、常勤監査役が行う。
- (4) 当該職員は、当行の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

7. 当行および子会社の役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 当行および子会社の役職員は、取締役会その他の会議において業務執行状況およびその他の必要な情報提供を行う。
- (2) 当行および子会社の役職員は、監査役に対し次に掲げる事項について速やかに報告を行う。
 - ・取締役の不正の行為または法令・定款に違反する事実
 - ・職員の法令違反または重大な規程違反
 - ・内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・重大な顧客情報漏えい事件
 - ・重大な影響の見込まれるシステムトラブル、事務事故、係争事件、大口倒産の発生
 - ・内部統制システム上の重大な欠陥の発見
 - ・子会社の経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項
 - ・経営方針および経営計画に関する事項
 - ・業績および業績予想その他重要な情報開示の内容
 - ・重要な会計方針、会計処理・記載方法の変更
 - ・その他経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項
- (3) 当行および子会社の役職員は、監査役が監査に必要な決裁文書等を、常時閲覧できる体制をとる。

8. 報告者が監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号)

監査役に対し上記7.(2)の報告を行った当行および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当行および子会社の役職員に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経営統括部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- (1) 代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行い、意思疎通を図る。
- (2) 監査役とリスク統括部・監査部・会計監査人が情報交換を行い、緊密に連携できる体制を構築する。
- (3) 監査役会は、監査に必要あるときは、独自に弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家と契約を行うことができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、コンプライアンス基本方針に「反社会的勢力とは、断固として対決する。」旨、また、反社会的勢力に対する基本方針に「反社会的勢力とは、取引を含め一切の関係を遮断する。」旨を定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 反社会的勢力に対する統括部署をリスク統括部とし、営業店の支店長を反社会的勢力管理責任者と定めております。
- (2) 各営業店において所轄警察署への通報態勢を整備するほか、警察を始めとする外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対応しております。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理について「反社会的勢力等対応規程」を制定し、リスク統括部にてシステム的に一元管理しております。
- (4) 反社会的勢力への具体的対応について「反社会的勢力等への対応マニュアル」を制定し、本部・営業店が一体となって反社会的勢力に対応しております。
- (5) 各種研修等にて、全職員に「反社会的勢力等対応規程」、「反社会的勢力等への対応マニュアル」の遵守を周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 基本姿勢

当行は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、銀行法、金融商品取引法その他の法令および金融商品取引所が定める有価証券上場規程に基づき、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

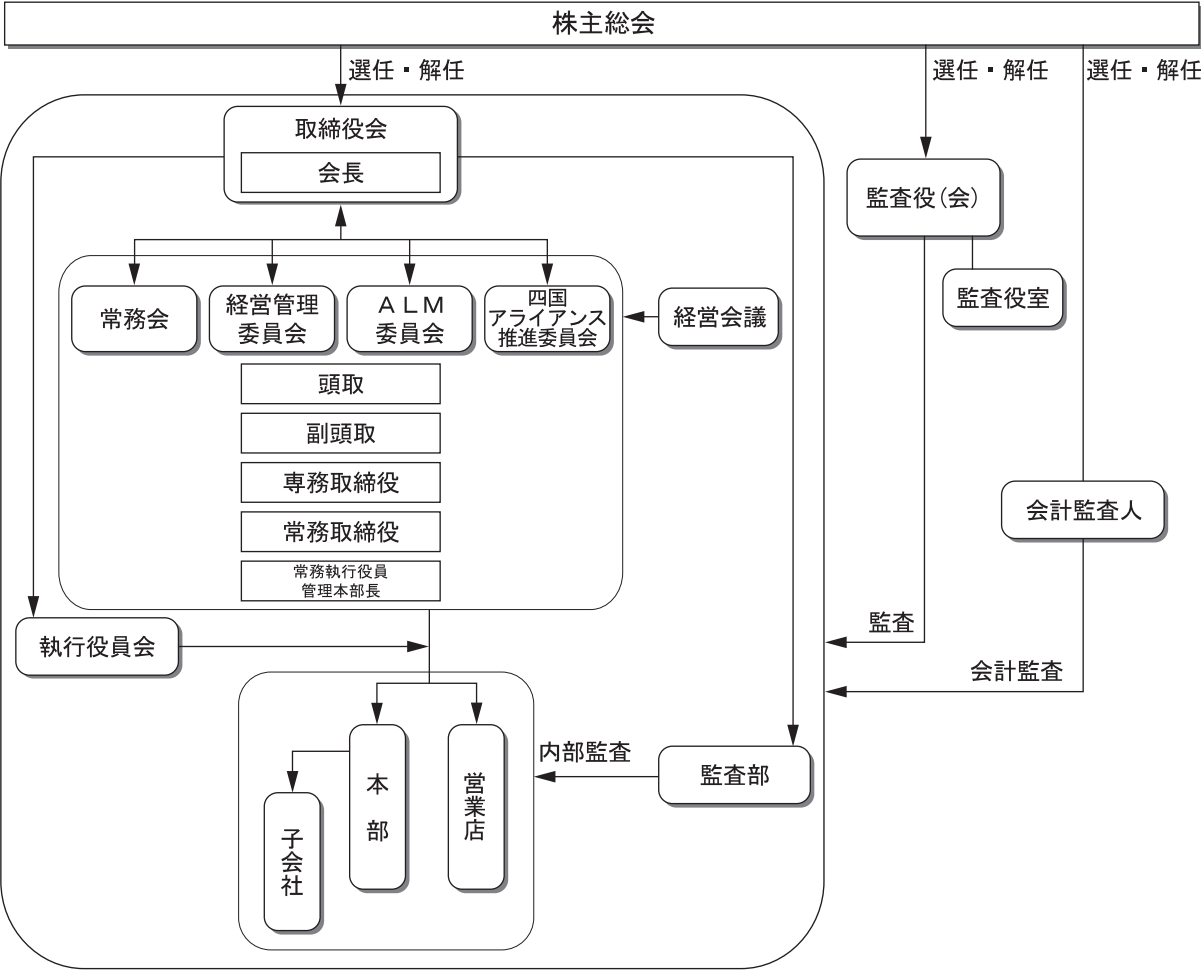
2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 決定事実・決算に関する情報

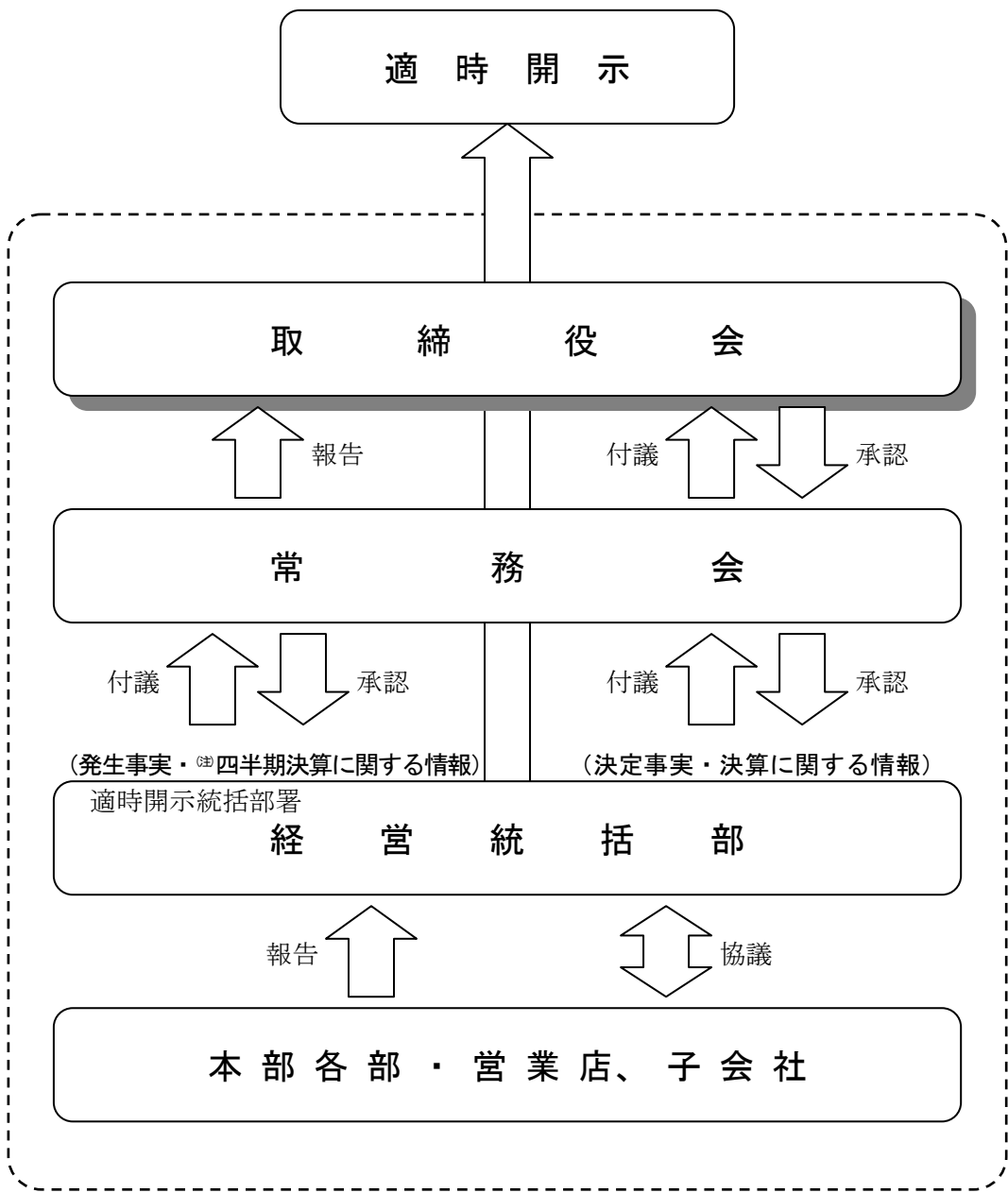
決定事実に関する重要な情報および年度・中間期の決算情報につきましては、常務会に付議した後、取締役会で決定され、適時開示基準に従って、決定後速やかに情報開示を行っております。

(2) 発生事実・四半期決算に関する情報

発生事実に関する重要な情報および第1・第3四半期の決算情報につきましては、本部各部、営業店および子会社から統括部署である経営統括部に報告され、開示を要する場合は、常務会の承認後速やかに情報開示を行っております。



模式図【適時開示体制の概要】



(注) 第1・第3四半期決算が該当します。